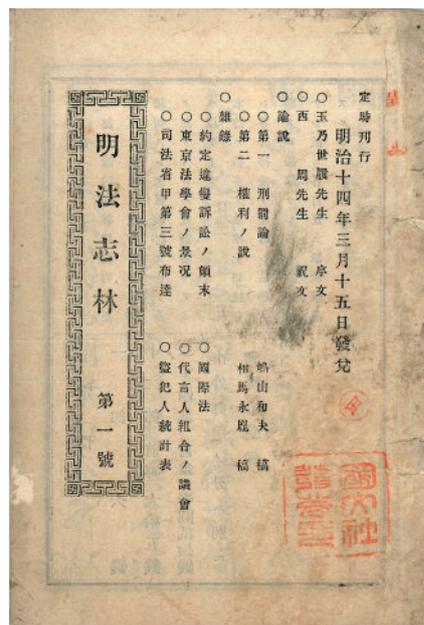


専修大学と中央大学を繋いだ 日本初の法律雑誌 『明法志林』

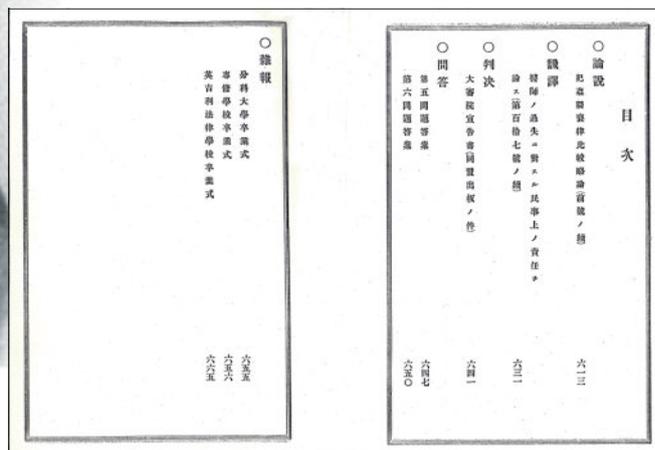


→明治14年3月に創刊された『明法志林』

↓『明法志林 第120号』では専修学校（現・専修大学）と英吉利法律学校（現・中央大学）の卒業式の様子を伝えている



↑高橋一勝（『中央大学百年史』）



専修大学の創立者たちはアメリカで出会い、彼の地で「学校をつくらう」と誓い合い、帰国後の明治13年（1880）に専修大学を創立しましたが、それだけではなく、法律学の普及を目指し、雑誌の発行も計画していました。そこで学校開設の翌明治14年3月に相馬永胤と目賀田種太郎が中心となって刊行したのが日本初となる法律雑誌『明法志林』です。

明治10年代、『育友』178号の本稿その3でご紹介した通り、後に「五大法律学校」と呼ばれる私立法律学校が次々と誕生します。この時期、各学校の創立者、講師、卒業生、学生たちは連携して、法律知識の重要性を人々に知らしめようと様々な活動を行っていました。『明法志林』の刊行もそうした活動の一環であり、当初より専修大学関係者のみならず、他の私立法律学校の創立者や講師たち、なかでも中央大学関係者の論説が数多く掲載されていました。

『明法志林』という法律雑誌を通して専修大学と中

央大学を繋いだのは、編集長を務めていた高橋一勝^{たかはし いっしょう}です。高橋は東京大学法学部の卒業生として初めて弁護士資格を取得した人物で、専修大学の創立にも深く関わり、東京都に申請した学校設置願にも名を連ねています。その高橋が仲間とともに中央大学を設立したのは明治18年のことです。実は高橋だけでなく、中央大学の創立者の多くは当初、専修大学で講師を務めていましたが、彼らは経済学と法学を教授する専修大学のような学校だけでなく、英米法に特化した教育を行うための学校も必要と考え、中央大学を設立したのです。

高橋にとって『明法志林』は、学校の垣根を越えて、法学を志す者たちが集う場でした。そしてその想いは専修大学創立者たちも同様でした。『明法志林』が多くの人々の支持を得た理由はそこにあります。この雑誌が、明治期の法律学の普及に果たした役割は非常に大きなものでした。（大学史資料室）